(2)　指定期間の各年において、対象保育施設の現員（現員が定員を超える場合にあつては、定員。ロにおいて同じ。）に一人当たり三十四万円を乗じて得た額（安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、当該乗じて得た額に百六十五万円を加えた額）

ロ　前号に該当する中小企業事業主又は中小企業事業主のみにより構成される事業主団体　次の(1)又は(2)に掲げる額のいずれか少ない額

(1)　対象保育施設の運営に要した費用について、指定期間の各年において、当該各年に要した費用の額から当該施設の定員の総数に当該施設の運営月数を乗じて得た数に五千円を乗じて得た額を控除した額（千八百万円（安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、千九百六十五万円。以下この(1)において「限度額」という。）を超える場合にあつては、限度額）

(2)　指定期間の各年において、対象保育施設の現員に一人当たり四十五万円を乗じて得た額（安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、当該乗じて得た額に百六十五万円を加えた額）

第百十六条第五項中「第三項第一号ハ」を「第五項第一号ロ」に、「同号ハ(1)」を「同号ロ(1)」に改め、「と同一の被保険者」を削り、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、「当該中小企業両立支援助成金に係る育休復帰支援計画に基づく措置を講じ」及びただし書を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項に規定する中小企業事業主が、同項に該当する被保険者について、期間の定めのない労働契約を締結した場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、第五項第二号イ及び前項に定める額に加え、十万円を支給するものとする。

第百十六条第三項第一号イ中「該当する中小企業事業主」を「該当する中小企業事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、(1)及び(2)に該当するもの）」に改め、同号イ(1)中「（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置に係る休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により、当該育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業をいう。以下同じ。）」及び「厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じているものに限る。）」を削り、「期間」の下に「が三箇月以上（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が三箇月以上。ロにおいて同じ。）あり、当該期間」を加え、「第二十三条第一項」を「第二条第四号」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であること。

第百十六条第三項第一号ロを削り、同号ハ中「該当する中小企業事業主」を「該当する中小企業事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、(1)に該当するもの）」に改め、同号ハ(1)中「雇用管理に関する業務について知識を有する者の支援を受けて」及び「当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が三箇月以上」を削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号イ中「三十万円」を「五十万円」に改め、同号ロ(1)中「が最初に生じた場合　四十万円（当該被保険者を通常の労働者に転換させた場合にあつては、五十万）」を「期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）が生じた中小企業事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）三十万円」に改め、同号ロ(2)中「が二番目から五番目までに生じた場合　被保険者一人につき十五万円（当該被保険者を通常の労働者に転換させた場合にあつては、被保険者一人につき二十万円（当該被保険者を最初に通常の労働者に転換させた場合にあつては、二十五万円）」を「期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた中小企業事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）三十万円」に改め、同号ハを削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　出生時両立支援助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、一の年度において既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　次のいずれにも該当する事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、イ及びロに該当するもの）

イ　その雇用する男性被保険者における育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置による休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により当該育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置による休業をいう。以下同じ。）の取得の推進に関する取組を行つた事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

ロ　その雇用する男性被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、十四日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の育児休業を取得させた事業主（その育児休業の開始前三年以内の期間において、当該育児休業を取得した男性被保険者の数が一以上の事業主を除く。）であること。

ハ　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であること。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ロに該当する被保険者が初めて生じた事業主　三十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

ロ　前号ロに該当する被保険者が生じた事業主であつて、イに該当しないもの　十五万円

4　介護支援取組助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　その雇用する被保険者に係る仕事と介護との両立の推進に関する取組を行つた事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

二　六十万円

第百十八条第二項第一号イ中「経済社会情勢の変化に合わせて新たに創出される事業の実施又は実施している事業の成長発展により雇用機会の拡大が見込まれる分野に係る事業を営む者を構成員とする認定組合等であつて、次のいずれにも該当するもの」を「次のいずれにも該当する認定組合等であること」に改め、同号ロ中「経済社会情勢の変化に合わせて新たに創出される事業の実施又は実施している事業の成長発展により雇用機会の拡大が見込まれる分野に係る事業を営む事業主であつて、次のいずれにも該当するもの」を「次の(1)から(4)まで（(5)に規定する介護事業主にあつては(5)を含む。）のいずれにも該当する事業主であること」に改め、同号ロ(1)(iii)中「昭和四十七年法律第五十七号）」を削り、同号ロ(5)中「労働者の雇用管理の改善への取組」を「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する介護関係業務（ハにおいて「介護関係業務」という。）を行う事業主（以下「介護事業主」という。）にあつては、労働者の雇用管理の改善への取組」に、「ハにおいて」を「以下」に改め、同号ハ中「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する」を削り、同号ハ(4)中「職場定着支援助成金」の下に「（このハの規定によるものに限る。）」を加え、同項第二号ハ中「中小企業事業主」を「事業主」に改める。